

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、鮮魚類の加工販売等を営む複数の事業場に勤務した後、平成〇年〇月〇日からはA市所在のB会社（以下「会社」という。）C店にパートタイム社員として採用され、鮮魚部門で鮮魚類の調理、販売及び接客の業務に従事していた。

請求人によると、被災者は、平成〇年〇月上旬から不眠、食欲不振等の症状が出現し、「うつ病チェックシート」でチェックさせたところ、10項目中8から9項目該当したことから、同年〇月〇日にDクリニックに受診したところ「抑うつ状態、不眠症、持続性気分障害」と診断された。

その後、被災者は、会社E店、F店を経て、平成〇年〇月にG県H市所在のH店に異動したが、平成〇年〇月〇日に自宅マンション屋上から飛び降り、搬送先の病院で翌日死亡した。

請求人は、被災者は業務上の原因でうつ病を発病し、投身自殺をはかったものであるとして、I労働基準監督署長（以下「I監督署長」という。）に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、I監督署長は、被災者の精神障害が発病したのはC店勤務時であるとして監督署長に事件を移送したが、これを受けた監督署長は、被災者に発病した精神障害及びその死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者に発病した精神障害及びその死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「精神障害等専門部会」という。）部会長J医師は、被災者に出現した抑うつ状態、不眠症等の症状をICD-10診断ガイドラインに照らして、「うつ病エピソード F32」と評価し、平成〇年〇月〇日頃発病したものと判断するのが妥当であると医学的見解を述べている。

当審査会としても、請求人の申述及び主治医であるDクリニックK医師（以下「K医師」という。）の平成〇年〇月〇日付け意見書から、精神障害等専門部会の医学的見解は妥当であると判断する。

(2) 精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長は、「心理的負荷による精神障害の認定基準について（平成23年12月26日付け基発1226第1号。）」（以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考え、以下、認定基準に基づいて、請求人に発病した精神障害の業務起因性について検討する。

(3) 被災者の発病前おおむね6か月間に生じた業務による出来事についてみると、

被災者は平成〇年〇月に会社C店にパートタイム社員として採用され、平成〇年〇月頃発病したものと判断されていることから、被災者が業務に従事していた2か月ないし3か月間においては、卸場から荷出し係へ配置転換されたとする出来事に限られることとなる。

ア この点、請求人らは、会社への転職を決意するに当たっては、数ヶ月後に正社員になることを確約されていたものの、パートタイム社員に据え置かれたことが精神的な負担になっていたものであり、かかる背景を考慮すべき旨を主張する。しかしながら、被災者が正社員になることを確約されていたとしても、請求人らも主張しているように、あくまで数か月後のこととして認識されていたものと推認されるどころ、このことが就労後2か月ないし3か月後である被災者の発病の原因になったとは考えられないものである。

イ 平成〇年〇月下旬に行われた被災者の配置転換について、請求人は、「自分が不要な人間なのではないか。」と考えた旨主張するが、当時店長であったLは、要旨、「主務として私と一緒に商品の品出し、対面販売を行ってもらうように事前に話し合いを行ったものである。被災者とは意思疎通ができていたと思う。」と述べており、当時サブチーフであったMは、要旨、「被災者が平成〇年〇月に卸場から荷出し係に変更されたのは、被災者の腕がどうこうというよりも、まず、入社間もない時期に年末商戦に入ったことや、年末商戦時期はフルスタッフで対応するので、まな板場が職員で埋まり被災者が立つ場もなかったからという理由だと思う。」と述べている。この点、Nも、要旨、「被災者が徐々に仕事に慣れていくことが必要であると思っていた。」と申述しており、請求人らが主張するがごとく、被災者の技術を否定したことによる配置転換とは考え難く、また、この点を被災者が精神的負担に感じていたとも推認しにくい。もっとも、被災者は、職人気質な部分があったことは事実であると考えられ、転職当初から鮮魚類の調理を行いたいと考えていた可能性は否定できないことから、長時間労働や人間関係のトラブルは認められないものの、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」の具体的出来事「配置転換があった」に該当するとみると、業務による心理的負荷の評価は「中」程度であると考えることが相当である。

ウ 請求人らは、平成〇年〇月中旬頃に、Pから年齢的に正社員になれないと言われたことが被災者の大きな精神的ショックになった旨主張する。また、

同年〇月頃には、正社員2名（Q、R）から誹謗中傷を受けたとも主張している。これらの出来事は、仮に請求人らの言うとおりに事実であったとしても、発病から半年以上も経った時期のことであり、発病の原因となった出来事とは判断できない。しかし、被災者の精神障害を増悪させた可能性があるとの視点から、当審査会においても一応検討することとする。

エ 正社員になれないと言われたとする出来事について、Pは、要旨、「そのようなことを判断したり言える立場になかった」と答えており、また、会社関係者からの申述からも、同事実を確認することはできない。当審査会においては、被災者の発病後の職場における業務への従事状況について、会社関係者の申述を精査したが、被災者の元気がなくなっていく状況について、激励ないし心配する等の声は多く存在し、また被災者が作業スピードについて行けないといった事実はあるものの、厳しい叱責ないしは職場から排除するがごとき言動は行われておらず、ましてや、被災者の自尊心を傷つけるような言動は存在していないと判断する。

また、誹謗中傷を受けたとする出来事について、請求人は、心療内科（Dクリニック）の診療録に「上司とそりが合わない」（平成〇年〇月〇日付け）旨の記述を根拠に主張しているが、同診療録の同年〇月〇日付けの記載には、「上司は変わって人間関係に問題なし」との記述もみられる。当審査会としては、同年〇月にチーフがSからTに変わっている事実が認められることから、請求人らの主張は採用できないものと判断する。

オ 以上のように、仮に、被災者の精神障害発病後の増悪について検討した場合にも、業務による強い心理的負荷があったとは認められないものである。

(4) 以上、検討した結果、当審査会としては、被災者の業務による具体的出来事は、「配置転換があった」の心理的負荷の総合評価「中」のみであることから、被災者の業務による心理的負荷の全体評価は、「中」と判断する。

3 以上のおりであるので、被災者に発病した精神障害及びその死亡は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。